

玖珠葬斎場指定管理者募集要項

令和3年9月

玖珠九重行政事務組合

玖珠葬斎場指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集します。本募集要項は「玖珠葬斎場」の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2. 対象施設の概要

- ① 名称 玖珠葬斎場(以下「葬斎場」という)
- ② 所在地 玖珠郡九重町大字栗野字河原田 147 番地 1
- ③ 施設の沿革 玖珠町宮塚脇火葬場と九重町宮栗野火葬場がそれぞれ町独自で運営していたものを施設の老朽化に伴い、日田玖珠広域市町村圏組合事業として昭和60年に玖珠共同葬斎場として現在の位置に建設。

④ 建物概要

- 構造概要 鉄筋コンクリート造一部2階建て
- 延床面積 443.13㎡
- 施設内容 火葬炉 3基 炉前ホール、収骨室、霊安室、自動制御室、待合室、待合ロビー、給湯室、管理人室、便所、駐車場、庭園 他

⑤ 過去5年間の施設使用実績

(火葬件数等)

年度	開場 日数	火葬 日数	火葬件数										霊安 室利 用 (日)
			大人 圏域 内	大人 圏域 外	生保	行旅 死亡 人等	子供 子供 圏域 外	胎児 圏域 外	胎児 圏域 外	汚物 その 他	計		
平成28 年度	363	261	408	10	8	0	0	0	2	0	5	433	7
平成29 年度	363	263	398	3	6	0	0	0	1	0	6	414	11
平成30 年度	363	263	380	6	11	1	0	0	0	1	10	409	13
令和元 年度	364	236	361	3	2	1	0	0	1	0	6	374	9
令和2 年度	363	260	413	4	5	0	0	0	1	0	9	432	5

3. 管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は「玖珠葬斎場管理業務仕様書」(以下仕様書)を参照してください。

(1) 開場日、利用時間

仕様書のとおりですが、管理者の承認を得て変更することも可能です。

(2) 適切なサービス提供を行うこと。

(3) 玖珠葬斎場の施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこと。

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応について訓練等を行うことで、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

(ア) 墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則

(イ) 玖珠九重行政事務組合葬斎場条例、同条例施行規則

(ウ) 玖珠九重行政事務組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)同条例施行規則

(エ) 玖珠九重行政事務組合行政手続条例

(オ) 玖珠九重行政事務組合情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規定を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

(カ) 玖珠九重行政事務組合個人情報保護条例

指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報に適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること(具体的には別途協定で定める)。

なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

(キ) 地方自治法(第244条、第244条の2)

(ク) 労働関係法令

(ケ) 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示する義務があります。

(コ) その他関連する法令

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、別途指定管理者において文書管理規定等定め、適正な管理・保存を行うこと。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、玖珠九重行政事務組合と調整を図ったうえで作成、提出すること。

(8) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出すること。

(9) その他

管理の基準の細目については、玖珠九重行政事務組合と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4. 指定管理者が行う業務

(1) 火葬に関する業務

(2) 遺体等の保管に関する業務

(3) 霊安室の使用に関する業務

(4) 葬斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げる業務のほか、管理者が必要と認める業務

※留意事項

ア. 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、別添「仕様書」を参照してください。また、利用者からの意見、要望等サービス向上のための提案については、積極的に改善の提案を行ってください。

イ. 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、玖珠九重行政事務組合の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能です。

ウ. 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5. 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を予定しています。

この指定の期間は、玖珠九重行政事務組合の議会により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6. 経費

(1) 管理業務に要する経費の支払い

玖珠九重行政事務組合は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を上限として指定管理料を支払います。指定管理料の支払い方法等については、玖珠九重行政事務組合と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の指定管理料は玖珠九重行政事務組合と指定管理者との協議によって決定することとします。

玖珠葬斎場の管理業務に係る指定管理料の上限額（以下「基準価格」という。）については、以下のとおり設定しており、申請に当たっては、基準価格以内の指定管理料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。

(基準価格)	令和4年度	14,231,000円
	令和5年度	14,231,000円
	令和6年度	14,231,000円
	令和7年度	14,231,000円
	令和8年度	14,231,000円

なお、年度毎の基準額は消費税及び地方消費税を含まない金額ですので、留意してください。玖珠葬斎場の利用に係る料金はすべて玖珠九重行政事務組合の収入となります。

また、基準価格を超えた指定管理料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。

指定管理料の増額は、災害等の特別な場合を除き原則として行いません。

(2) 管理業務に要する指定管理料の精算

指定管理者が業務を玖珠九重行政事務組合が示した水準どおりに確実に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

7. 応募資格

(1) 応募者の資格

指定期間中、安全かつ円滑に葬斎場を管理運営でき、玖珠郡内にその事業所を有する法人や団体で次の要件を満たすもの。但し、応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出して下さい。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた者でないこと。
- ③ 玖珠町、九重町から指名停止措置をうけていないこと。
- ④ 玖珠町、九重町発注工事に係る請け負う契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められるものでないこと。
 - ・ 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - ・ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- ⑤ 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする団体若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた団体若しくはその代表者が、次のいずれかに該当すると認められる場合

 - (1) 暴力団関係者である場合
 - (2) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - (3) 暴力団関係者を使用した場合
 - (4) 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合
- ⑥ 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。
- ⑦ 国税、地方税に滞納がないこと。

(2) 応募者の形態について

応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとします。

- ・単独団体 1つの企業・団体(株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。)
- ・S P C 主として本施設の管理を目的として新たに設立する特別目的会社
- ・共同事業体 複数の企業・団体から構成される共同事業体

※応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出して下さい。

また、玖珠九重行政事務組合議会の指定の議決までに法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出して下さい。

※共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成委員全てが負うこととなります。

8. 指定管理者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問合せ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前8時半から午後5時まで(以下開庁時間)という。) をお願いいたします。

募集要項等公表	令和3年10月1日(金)
募集要項等配布	令和3年10月8日(金) から令和3年10月21日(木)
募集要項等に関する説明会(現地見学会含)	令和3年10月22日(金) 午後2時から
申請に係る資料の閲覧期間	令和3年10月8日(金) から令和3年10月29日(金)
募集要項等に関する質問の受付	令和3年10月8日(金) から令和3年10月22日(金)
募集要項等に関する質問の回答	令和3年11月1日(月)
指定申請書等の受付	令和3年10月22日(金) から令和3年11月5日(金)
申込締切日	令和3年11月5日(金)

(2) 公募手続

ア 募集要項等配布

以下のとおり募集要項等を配布します。

配布期間：令和3年10月8日(水) から令和3年10月21日(木) まで

配布場所：大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑 152 番地 玖珠九重行政事務組合
施設管理係

イ 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、会場において玖珠斎場に関する詳細図面を閲覧することができます。

なお、詳細図面については令和3年10月8日(金) から令和3年10月22日(金) までの間、問合せ先に

において閲覧することができます。閲覧は、開庁時間とします。

【玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する説明会】

日 時：令和3年10月22日（金）午後2時から

場 所：大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑 152 番地 玖珠九重行政事務組合会議室

参加人数：各団体3名以内とします。

参加申込：参加希望の方は「玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書(様式第4号)」に必要事項を記入の上令和3年10月15日（金）午後5時までに、問合せ先までFAX又はEメールにてお申し込みください。念のため電話にて到着確認をお願いします。

ウ 募集要項等に関する質問書

募集要項等の内容に関する質問を「玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第5号）」により、以下の通り受け付けます。

受付時間：令和3年10月8日（金）から令和3年10月22日（金）

提出場所：問合せ先と同じ

提出方法：質問書はEメールによる送付とします。

エ 募集要項等に関する質問の回答

すべての質問に対する回答を申込者全員にEメールにより送付します。

回答日：令和3年11月1日（月）

オ 指定申請書等の受付

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

① 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を玖珠九重行政事務組合に提出していただきます。なお、玖珠九重行政事務組合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理申請書
- (2) 申請にあたって事業者間の合意が確認できる書類（該当の場合のみ）
- (3) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（様式第1号）
- (4) 玖珠葬斎場の管理運営に関する収支計画書（様式第1号の2）
- (5) 定款、寄付行為、規約又はこれらに関する書類
- (6) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (7) 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (8) 申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (9) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）。
- (10) 納税証明書
- ①直近1年の国税又は地方税の各納税証明書（滞納がないことの証明書）
- (11) 応募事業者確認書

(12) 誓約書（様式第2号）

(13) 申立書（様式第3号）（提出書類資料に該当がない場合のみ）

②受付期間：令和3年10月22日（金）から令和3年11月5日（金）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
午前8時30分より午後5時まで

③ 提出場所：問合せ先に同じ

④ 提出方法：指定申請書等正本1部、副本10部を上記に定める提出場所に提出して下さい。提出方法は持込に限り、郵送、ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

⑤ 申請に当たっての留意事項

ア 複数の申請禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと玖珠九重行政事務組合が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡下さい。

オ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第6号）を提出して下さい。

提出場所：問合せ先に同じ

カ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

キ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

ク 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、玖珠九重行政事務組合は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ケ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、玖珠九重行政事務組合情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利害を害するおそれのある情報等を除く）。

コ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

サ 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、玖珠九重行政事務組合から便宜をはかることはできません。応募者は玖珠九重行政事務組合が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

シ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

9. 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

指定管理候補者選定委員会（以下選定委員会）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に玖珠九重行政事務組合で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

- ① その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 利用者へのサービス向上が図られ、個人情報の漏洩がないこと。
- ④ その事業計画書に沿った管理を、安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

選定基準に基づき設定する審査項目の概要は指定管理候補者選定審査基準表のとおりです。

(3) ヒアリング等

ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。

イ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。

エ ヒアリングの出席者は3名以内とし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあつては構成員）に限ります。

(4) 審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員（グループでの応募の場合、グループの代表団体宛）に書面で通知するとともに公表します。

指定管理候補者選定審査基準

審査基準	審査区分	審査項目	配点	配分
1. 指定管理者としての適性	(1)施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	①施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。	5	35
	(2)安定的な人的基盤や財政基盤	①長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくだけの人的基盤や財政的基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	15	
	(3)実績やなど	②施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。	15	
2. 管理運営計画の適格性	(1)施設の設置目的の達成に向けた取組み	①施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。	15	35
		(2)利用者の満足度	①利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか	
		②サービスの維持・向上するための具体的な提案がなされているか。	10	
		③利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。		
		④利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。		
		⑤利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。		
	(3)指定管理業務に係る経費	①指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。経費を節減するための実施可能な提案があるか。	10	30
		②施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。		
		③価格評価点(提案金額) $\text{配点 } 15 \text{ 点} \times (\text{基準価格} - \text{提案価格}) / (\text{基準価格} - \text{最低提案価格})$	15	
		④清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。	5	
	(4)管理体制など	①施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか	10	30
		②施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が適正であるか。		
		③施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。	10	
		④職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。		
		⑤地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。	10	
(5)平等利用、安全対策、危機管理体制など	①施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。	10	20	
	②利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。			
	③日常の事故防止などの安全対策が適切に考えられているか。	10		
	④防犯、防災対策などの危機管理体制が十分に考えられているか。			
	⑤事故発生時や非常災害時の対応が十分考えられているか。			
3. 施設の特性等に応じた独自基準	(1)その他必要事項	①施設・設備の維持管理・保守管理計画は適正か。	20	50
		②廃棄物の適正処理に対する取り組みが十分なもののか。	10	
		③公害防止、省エネへの取り組みが示されているか、また周辺環境への配慮がなされているか。	10	
		④地元の人材活用が図られているか。	10	
合計			200	

10. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、玖珠九重行政事務組合議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

なお、指定については指定の相手方に書面で通知するとともに玖珠九重行政事務組合ホームページ等において公表します。

(2) 協定の締結

玖珠九重行政事務組合と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情等の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(エ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11. 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

玖珠九重行政事務組合は、指定期間中の指定管理者の業務実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、玖珠九重行政事務組合は改善措置を講じる等の指導を行います。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消を行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月、業務報告を提出して頂き、玖珠九重行政事務組合は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

(2) 評価の実施と公表

玖珠九重行政事務組合は、指定管理者の業務の改善及び住民サービスの一層の向上に資するため、(1)のモニタリング及び毎事業年度終了後に提出される事業報告書の確認等により、業務の実施状況について評価を行い公表します。

(3) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、玖珠九重行政事務組合に報告して頂きます。

(4) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

12. その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに玖珠九重行政事務組合に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに玖珠九重行政事務組合に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、玖珠九重行政事務組合は指定の取消をすることができるものとします。その場合には、玖珠九重行政事務組合に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、玖珠九重行政事務組合双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の(選定時に決めていた場合は「第2順位、第3順位のもの」)法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、玖珠九重行政事務組合と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、玖珠九重行政事務組合が想定する主なリスク分担の方針は、仕様書リスク分担表のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

1 3. 添付資料・様式（別添）

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 玖珠葬斎場の管理運営に関する事業計画書
- (3) 玖珠葬斎場の管理運営に関する収支計画書（様式第1号の2）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 申立書（様式第3号）
- (6) 玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第4号）
- (7) 玖珠葬斎場指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第5号）
- (8) 応募辞退届（様式第6号）
- (9) 玖珠葬斎場管理業務仕様書（別添）
- (10) 火葬の事業実績に関する資料（別添）
- (11) 応募事業者確認書（別添）

1 4. 問い合わせ先

大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑 152 番地

玖珠九重行政事務組合 施設管理係

電話番号 0973-73-2311

FAX 番号 0973-73-7055

E-mail sisetukanri@bz03.plala.or.jp